

関西広域連合長の職務代理者を定める規則

平成 25 年 3 月 29 日
関西広域連合規則第 2 号

(職務を代理する職員)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する同法第 152 条第 2 項の規定による広域連合長の職務を代理する職員は、本部事務局長とする。

(職務を代理する上席の職員)

第 2 条 法第 292 条において準用する同法第 152 条第 3 項の規定による広域連合長の職務を代理する上席の職員の順序は、次のとおりとする。

- (1) 本部事務局職員のうち、職位が上位の者を上席とする。
- (2) 同じ職位にある者については、年齢の多い者を上席とする。
- (3) 前 2 号の規定により上席を決定できないときは、同順位にある者のうちからくじで定めた者を上席とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。